二　この表（第二号ロ(ロ)の項(2)、第三号ロ(ロ)の項(2)及び第四号(ロ)の項(2)を除く。）において施設とは、船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除いたものをいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。